

秋田市パートナーシップ宣誓制度で利用できる行政サービス一覧

受領証や証明カードを提示することで、お二人が結婚に準じたパートナーシップ関係として各種サービスを受けることができます。

（令和5年4月現在）

行政サービスの種類	内容	証明の提示	問い合わせ先
1 市営住宅への入居申込	市営住宅に入居する際の手続きに利用できます。なお、入居に当たっては、他の方と同様に審査がありますので、その点ご注意ください。	不要	都市整備部住宅整備課 電話 018-888-5770 入居申込については 一般財団法人秋田県建築住宅センター（秋田市指定管理者） 電話 018-836-7850
2 市立秋田総合病院における面会	市立秋田総合病院における面会の手続きに利用できます。なお、入院患者の病状等により面会ができない場合もあります。	要	市立秋田総合病院医事課 電話 018-823-4171（代表）
3 救急搬送証明書の交付	救急搬送証明書の交付手続きに利用できます。	要	消防本部救急課 電話 018-823-4019
4 り災証明書の交付	火災の損害によるり災証明書の交付手続きに利用できます。	要	消防本部予防課 電話 018-823-4247
5 被害証明書の交付	自然災害による被害証明書の交付手続きに利用できます。（罹災証明書により証明されるものを除く）	不要	総務部防災安全対策課 電話 018-888-5434
6 被害届出証明書の交付	自然災害による被害届出証明書の交付手続きに利用できます。	不要	総務部防災安全対策課 電話 018-888-5434
7 ^{り災} 罹災証明書の交付	自然災害による罹災証明書の交付手続きに利用できます。（秋田市災害対策本部が設置された場合）	不要	企画財政部資産税課 電話 018-888-5479
8 多世帯同居・近居推進事業の補助金の交付	補助金交付申請の手続きに利用できます。	要	都市整備部住宅整備課 電話 018-888-5770
9 住宅リフォーム支援事業の補助金の交付	補助金交付申請の手続きに利用できます。	要	都市整備部住宅整備課 電話 018-888-5770
10 子育て世帯移住促進事業の補助金の交付	補助金交付申請の手続きに利用できます。	要	企画財政部人口減少・移住定住対策課 電話 018-888-5487
11 若者移住促進事業の補助金の交付	補助金交付申請の手続きに利用できます。	不要	企画財政部人口減少・移住定住対策課 電話 018-888-5487
12 東京圏移住支援事業の補助金の交付	補助金交付申請の手続きに利用できます。	不要	企画財政部人口減少・移住定住対策課 電話 018-888-5487
13 国民健康保険税の納税相談	納税相談をすることができます。	不要	市民生活部国保年金課収納推進室 電話 018-888-5635
14 後期高齢者医療保険料の納付相談	納付相談をすることができます。	不要	市民生活部後期高齢医療課 電話 018-888-5638
15 犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）の支給	遺族見舞金の申請の手続きに利用できます。	要	市民生活部市民相談センター 電話 018-888-5646